

物品売買契約書

令和6年度下期 燃料（白灯油）購入手数料単価契約

物品の売買に関し、
一般財団法人佐賀県環境クリーン財団 理事長 諸岡 泰輔（以下「甲」という。）と、
[REDACTED]（以下「乙」という。）
との間に、下記条項により契約を締結する。

- 第1条 物品名、契約手数料単価、契約期間及び契約保証金は、別表のとおりとする。
- 第2条 甲は乙に対して、契約物品についてそのつど必要な数量の納入を指示するものとする。
- 第3条 物品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。
納入場所 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲 3700 番地 20 「クリーンパークさが」
納入日 原則として注文日の翌々日以降は、いつでも納入を行うこと。
- 第4条 乙は、給油しようとするときは甲の指示により適正に行わなければならない。
- 第5条 第1条の形状規格、銘柄等に合格しないものがあつたときは、乙は直ちに交換し、更に検査を受けなければならない。
ただし、このために納期を延長することはできない。
- 第6条 甲は、必要があると認めるときは、納入期限前に随時検査を実施することができる。
- 第7条 物品の給油及び検査に必要なすべての費用は、乙の負担とする。
- 第8条 乙は、甲の指示により給油を行った際には納品書を発行し、そのつど、甲に提出するものとする。
2 甲は、給油のつど、給油数量と納品書の数量を確認し、納品書を保管する。
- 第9条 乙の責に帰する事由により、期限内に物品を納入しない場合は、甲は違約金として納期の翌日から完納に至る日までの日数に応じ、未納物品代金に対して年2.5%の割合を乗じた金額を徴収する。
- 第10条 乙は、天災その他やむを得ない事由により期限内の物品納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求を行うことができる。この場合、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限り、納期を延長することができる。
- 第11条 物品の代金は、甲の検査完了後、乙が適正な請求書を提出した日から 30 日以内に支払うものとする。
2 前項の代金の額は、「ENEOS 基準価格（関連コスト 1.5 円/ℓを含む）」に契約手数料を加えた単価に数量を乗じた金額の合計額に、110/100 を乗じて得た金額とする。
- 第12条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約によって生じる権利義務を他に譲渡し又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第 13 条 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合、又は乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合は、甲は何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。

第 14 条 前条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。前条の解除により乙に生じた損害については、甲はその責めを負わない。

第 15 条 各条に定めるもののほか契約履行について必要な事項は、財団会計規程の定めるところによる。

第 16 条 この契約について疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲 3700 番地 20
一般財団法人佐賀県環境クリーン財団
理 事 長 諸 岡 泰 輔

乙 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

表

物品名	形状規格	契約手数料単価	備 考
白灯油	J I S 1 号	●●●円/ℓ 請求単価は納品された週ごとの「ENEOS 基準価格(関連コスト 1.5 円/ℓを含む)」にこの契約手数料単価を加えたものとする。	契約保証金：免除 契約期間：令和 6 年 10 月 日 から 令和 7 年 3 月 31 日まで 【全体購入量】の約 3 分の●●● ※想定全体購入量：約 ●●● KL

※単価は消費税及び地方消費税を含まない金額。

※表中の想定全体購入量は、想定であり、購入確定量ではない。